

# 《入札公告》

柏原市公告第20号

次のとおり制限付き一般競争入札（郵便入札）に付します。

令和4年6月21日

柏原市長 富 宅 正 浩

## 1 入札に付する事項

### (1) 件名

国分合同会館外24施設高圧受電施設に係る電力供給

### (2) 対象施設

仕様書のとおり

### (3) 需要場所

仕様書のとおり

### (4) 契約期間

令和4年10月計量日から令和5年10月計量日前日まで

## 2 発注スケジュール

1	公告	令和4年6月21日（火）午後1時から 柏原市ウェブサイトにて公表する。
2	質疑期間	公告日時から令和4年6月27日（月）正午まで （質疑書は市様式を使用し、E-mailで提出のこと） E-mail : <a href="mailto:nyusatsu@city.kashiwara.osaka.jp">nyusatsu@city.kashiwara.osaka.jp</a> ※メール送信後は、電話にて受信の有無を確認すること。
3	質疑回答	令和4年7月1日（金）午後1時から 柏原市ウェブサイトにて公表する。
4	入札参加資格審査申請 書類差出期間	令和4年7月4日（月）から令和4年7月7日（木）まで ※必ず上記期間内において、一般書留郵便又は簡易書留郵便により 郵便局から差し出すこと。
5	入札参加資格の審査結 果通知	令和4年7月14日（木）午後1時から 申請者に参加資格の有無をFAXで通知する。
6	入札書差出期間	令和4年7月19日（火）から令和4年7月21日（木）まで ※必ず上記期間内において、一般書留郵便又は簡易書留郵便により 郵便局から差し出すこと。
7	開札及び落札者の決定	令和4年7月27日（水）午前10時 柏原市役所 入札室（新庁舎3階）で実施する。

### 3 競争参加資格

次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び同条第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者で、次のいずれにも該当するもの。
  - ① 過去2年間（令和2年度～令和3年度）において、国又は地方公共団体で当該業務と同種の業務を受注し、令和3年度末までに完了した実績を2件以上有していること。  
なお、長期継続契約中により業務が完了してはいない場合であっても、令和3年度末から遡って1年以上の実績がある場合は、これを実績として認める。
  - ② 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定に基づき、同法第31条に規定する納付金が未納である旨の公表がなされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者で更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者で再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第2条第7号に規定する暴力団員又は同条第8号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づく指名停止業者又は指名回避業者でないこと。

### 4 入札参加資格審査申請

- (1) 入札に参加を希望する者は、次の書類を提出し、本市の確認を受けなければならない。  
なお、提出後に追加書類の提出を求められることがある。
  - ① 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
  - ② 小売電気事業者として登録されている者であることを証する書類の写し（任意様式）
  - ③ 履行実績調書（様式第2号）（2件分の契約書の写しを添付）
  - ④ 印鑑登録証明書の写し（入札参加資格確認申請書、入札書、委任状等に押印する実印の証明書で、令和4年3月21日以降発行のもの）  
※ 入札参加資格確認申請書、入札書、委任状等の押印に、柏原市に届出済み（令和3・4年度）の使用印鑑を使用される場合は、印鑑登録証明書の写しの提出は不要です。
  - ⑤ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（法務局で発行する法人の証明書で、令和4年3月21日以降発行のもの）
  - ⑥ 完納証明書又は法人住民税納税証明書の写し
    - (ア) 柏原市で課税がある場合は、柏原市納税課が発行する完納証明書
    - (イ) 柏原市で課税がない場合は、本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人住民税納税証明書（ただし、本店所在地が東京23区内の場合は都税事務所が発行する法人住民税納税証明書）
- ※ いずれも令和4年3月21日以降発行のもの

※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により猶予制度の適用を受けた者は「徴収猶予許可通知書」等の写しを提出すること。（上記証明書の提出は不要）

⑦ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）の写し（令和4年3月21日以降発行のもの）

※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により猶予制度の適用を受けた者は「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」の写しを提出すること。（上記証明書の提出は不要）

⑧ 誓約書（様式第3号）

(2) 提出方法及び差出期間

① 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵便局から差し出すこと。その他の方法による提出は認めない。また、郵送の際には封筒に本入札の件名、商号および入札参加資格確認申請書在中である旨を記載すること（封筒のサイズは問わない）。

② 差出期間

令和4年7月4日（月）から令和4年7月7日（木）まで

※必ず上記期間内に、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵便局から差し出すこと。

※差し出し後、郵便物等受領書（お客様控）の写しを柏原市財務部契約検査課まで

FAXすること。 FAX (072) 971-2530

③ 提出先 〒582-8799 柏原郵便局留

柏原市役所 財務部 契約検査課 行

(3) その他

提出された申請書等は、いかなる場合も返却しない。

5 入札

(1) 入札回数は、1回とする。

(2) 入札書及び入札内訳書は、所定の様式を使用すること。

(3) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ本市が別途提示する予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総額を入札金額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。

(4) 入札書は郵送とし、定められた期間内に郵便局から差し出しすること。

(5) 入札参加資格がある旨の通知を受けたものが、入札を辞退しようとするときは、開札日時までに入札辞退届を柏原市財務部契約検査課まで提出すること。提出方法は持参または郵送

(必着)による。なお、入札書を郵便により差し出した後に辞退することはできない。

## 6 入札書の郵送及び差出期間

### (1) 郵送方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵便局から差し出すこと。その他の方法による提出は認めない。

### (2) 郵送先

〒582-8799 柏原郵便局留  
柏原市役所 財務部 契約検査課 行

### (3) 差出期間

令和4年7月19日(火)から令和4年7月21日(木)まで  
※必ず上記期間内に、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵便局から差し出すこと。  
※差し出し後、郵便物等受領書(お客様控)の写しを柏原市財務部契約検査課まで  
FAXすること。 FAX (072) 971-2530

### (4) その他

- ① 入札書等の日付は、本市から入札参加資格の審査結果通知を行う令和4年7月14日(木)から入札書等を郵便局から差し出す日にちまでの期間の日付を記入すること。  
なお、入札書等の差出期間は、令和4年7月19日(火)から令和4年7月21日(木)までと定められているので注意すること。
- ② 別紙「競争入札者心得(郵便入札用)(工事・業務用)」を熟読の上、入札すること。
- ③ 入札書等を郵送する前に、別紙「郵便入札(チェック用シート)」及び「入札書等の封入封緘方法(図解)」にて確認を行うこと。なお、チェック用シートの提出は不要とする。

## 7 入札の無効

別紙「競争入札者心得(郵便入札用)(工事・業務用)第14条」に該当する入札は、無効とする。

## 8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 有(基本料金単価及び電力量料金の各契約単価にそれぞれ予定契約電力及び予定使用電力量を乗じた金額(税込)の100分の10以上)  
※ 入札書の入札額(総合計)に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の10以上
- (3) 契約保証金の免除について 本件については、契約履行実績による免除は認めない。

## 9 開札の立会い

別紙「競争入札者心得(郵便入札用)(工事・業務用)第10条」により、開札の立会いを行うものとする。

## 10 落札者の決定

柏原市財務規則（昭和39年3月16日柏原市規則第7号）第98条第2項に基づき、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

なお、入札回数は、1回とする。また、開札の結果落札となるべき同額の者が2人以上ある場合は、別紙「同額（同点）抽選の方法」により落札者及び次の順位以降の者を決定する。

## 11 契約

- (1) 落札決定の通知を受けた日から起算して14日以内に契約を締結する。ただし、契約検査課が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 契約金額は消費税込みの単価とし、見積もり単価の1銭未満は切り捨てとする。

## 12 提出書類

- (1) 落札者は、契約締結時に次の書類を提出するものとする。

柏原市暴力団排除条例第9条第2項の規定による誓約書

- (2) 落札者は、契約締結後に次の書類を提出するものとする。

- ① 着手届
- ② 責任者届

※ ①及び②の書類は、契約締結後7日以内に各2部提出すること。

- (3) 業務完了後は、下記の書類を提出するものとする。

完了通知書（2部提出）

## 13 支払方法

本電力供給に係る仕様書に基づき、供給者は、毎月電気料金の算定を行い、速やかにその代金の請求を行うものとし、柏原市は、その代金を支払うものとする。

## 14 その他

- (1) 入札参加者が1者のみの場合においても入札は、有効とする。
- (2) 入札参加者は、別紙「競争入札者心得（郵便入札用）（工事・業務用）」及びその他入札に関する資料を熟読し、遵守すること。
- (3) 入札の参加にあたり生ずる費用は、提出者の負担とする。

## 15 問合わせ先

柏原市安堂町1番55号 柏原市 財務部 契約検査課

電話 (072) 972-1730

FAX (072) 971-2530

E-mail nyusatsu@city.kashiwara.osaka.jp